

4月1日から新たに「青函地域活性化資金」を創設

中小企業融資制度

青函地域活性化資金は、青函両地域の活性化につながると認められる新商品の研究・開発や設備の導入、青森県への販路拡大等を行う方を対象とした低利融資資金です。詳しいことは、市のHPまたは商業振興課（市役所3階）☎21-3312にお問合せください。



融資利率

4月1日からの融資利率は右表のとおりです。

次に当てはまる方はさらに融資利率が優遇されます。

- 経営革新等支援機関や商工会議所の経営指導を受け経営改善に努めている方
- 中心市街地で新たに開業される方
- 自然エネルギー発電設備の新増設を行う方
- 店舗・工場等の施設の耐震改修を行う方

資金名		融資限度額(万円)	融資期間	融資利率(H26.4.1から)
一般支援資金	一般資金 （運転）	4,000	10年以内	1.50%以内
	一般資金 （設備）	6,000	15年以内	1.90%以内
	青函地域活性化資金 （運転）	6,000	10年以内	0.80%以内
	青函地域活性化資金 （設備）	10,000	15年以内	1.20%以内
小口ファイト資金 小規模事業者で運転資金や設備資金が必要な方		1,250	10年以内	1.20%以内
産業活性化資金 設備の近代化や新分野の事業への進出を行う方		20,000	15年以内	1.70%以内
チャレンジ資金 新たに開業しようとする方等		2,000	10年以内	1.50%以内
協同組合等事業資金 組合員のための施設の設置や改善を行う協同組合等		3,000	15年以内	1.30%以内
緊急対策資金 地震・風水害・冷害等による被害の復旧資金が必要な方	（運転）	1,000	10年以内	1.40%以内
	（設備）	3,000	15年以内	1.80%以内

市税は納期限内に納めましょう

26年度 市税納期一覧

税目 期別	固定資産税 都市計画税	市道民税	軽自動車税
1期	4月16日～ 4月30日	6月16日～ 6月30日	(定期) 5月16日～ 6月2日
2期	7月16日～ 7月31日	8月16日～ 9月1日	
3期	9月16日～ 9月30日	10月16日～ 10月31日	
4期	12月10日～ 12月25日	1月16日～ 2月2日	

便利なコンビニ納付・口座振替・自動払込のご利用を

お問合せ 税務室納税担当 ☎21-3246

もう一度ご確認を 確定申告書

提出した確定申告書に計算間違い・申告漏れなど申告内容の誤りや、確定申告書の提出忘れはありませんか？

■税額を多く申告していたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

■税額を少なく申告していたときは、「修正申告書」の提出と差額分の納税が必要です。復興特別所得税の記載漏れがあった場合にも「修正申告書」の提出と納税が必要です。

お問合せ 函館税務署 ☎31-3171

リフォームで 光熱費ダウン!!

まるごとリフォームであっただかい省エネ住宅へ!



国土交通大臣許可(特-22)第4638号



住友不動産

新築そっくりさん
南北海道事業所

〒041-0801 函館市桔梗町405-6

☎0120-051-600

午前9時～午後6時(土・日・祝も受付けております)《水曜定休》